

自己負担限度額

自己負担限度額は年齢および被保険者の所得区分により分類されます。

●70歳未満の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 ^{※3}
区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 ^{※1} - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円 + (総医療費 ^{※1} - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円 + (総医療費 ^{※1} - 267,000円) × 1%	44,400円
区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
区分オ (低所得者) ^{※2} (住民税非課税者等)	35,400円	24,600円

●70歳以上の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと (外来)	世帯ごと (入院を含む)
現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上)	252,600円 + (総医療費 ^{※1} - 842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円>	
現役並みⅡ (標準報酬月額53万~79万円 課税所得380万円以上)	167,400円 + (総医療費 ^{※1} - 558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円>	
現役並みⅠ (標準報酬月額28~50万円 課税所得145万円以上)	80,100円 + (総医療費 ^{※1} - 267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円>	
一般 (標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満)	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 <多数該当: 44,400円>
低所得者Ⅱ ^{※4} (住民税非課税)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^{※5} (住民税非課税 所得が一定以下)		15,000円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。但し「区分ア」「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前1年間に3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し自己負担限度額を負担した場合も含む）場合は4ヶ月目から「多数該当」となり自己負担限度額が更に軽減されます

※4 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。但し「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。

※5 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。但し「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。